

新型コロナウイルス対策事業にかかる支援について

1. 経営継続補助金

概要	経営継続補助金は、農林水産省が実施するもので、新型コロナウイルスの影響を受ける農業者に対する事業継続を目的とした事業で幅広い農業者が活用できます。
対象者	個人農家や農業法人等が対象となります。
補助金額	<p>(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組 補助率：3/4 上限：100万円 ①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など</p> <p>(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組 補助率：定額 上限：50万円 作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など</p>
JAでの支援内容	本補助金の支援機関として、申請手続き等にかかる支援を行っています。詳しくは、お近くのJAへお問い合わせください。 ※1次申請、2次申請ともに申請受付は終了しております。
関連先リンク	<p>■全国農業会議所（補助金事務局）特設ページ https://keieikeizokuhojokin.info/index.html</p>

2. 持続化給付金

概要	持続化給付金は、経済産業省が実施するもので、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者に対する経営の下支えを目的とした事業であり、売上が前年同月比50%以上減少している農業を含む幅広い分野の事業者が活用できます。
対象者	個人農家や農業法人等が対象となります。
給付金額	<p>法人：200万円 個人：100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限となります。 【参考】売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12か月分）</p>
JAでの支援内容	申請方法の案内、申請サポート会場の案内等を行っています。 ※申請はWeb（特設ページ）にて行われます。 ※申請サポート会場は、広島商工会議所ビルディング6F（広島市中区基町5-44）に設置されています。 ※令和3年1月15日（金）まで申請が可能です（特別な事情がある場合に限って、令和3年1月31日（日）まで延長）。
関連先リンク	<p>■持続化給付金 特設ページ https://jizokuka-kyufu.go.jp/</p>

3. 高収益作物次期作支援交付金

概要	高収益作物次期作支援交付金は、農林水産省が実施する事業であり、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者が活用できます。
対象者	個人農家や農業法人等が対象となります。
交付金額	<p>1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援</p> <p>(1) 基本単価：5万円/10a（中山間地域等では単価を1割加算）</p> <p>(2) 施設栽培のうち高集約型品目の単価</p> <p>①施設栽培の花き、大葉及びわさび等：80万円/10a</p> <p>②施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどう等：25万円/10a</p> <p>※①・②は加温装置（空調装置）又はかん水装置がある施設が対象。</p> <p>※交付対象面積：売上げが減少した品目の作付面積</p> <p>※交付上限：各生産者の減収額を超えない範囲</p> <p>2. 新たな品種や新技術の導入等の取り組みへの支援</p> <p>2万円/10a（中山間地域等では単価を1割加算）</p> <p>※以下の取り組み数により最大6万円/10a（2万円/10a×取組数）</p> <p>① 新たに直販等を行うためのHP等の整備</p> <p>② 新品種・新技術の導入等に向けた取組</p> <p>③ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業・GAP等の取組</p> <p>3. 厳選出荷に取り組む生産者への支援</p> <p>2,200円/1人・1日</p> <p>高品質なものを厳選して出荷する取り組みに対して、取り組みを行った人数・日数に応じて支援されます。</p> <p>※対象品目：花き、茶、施設栽培の大葉、わさび、マンゴー、おうとう、ぶどう等</p> <p>※令和2年2月以降、厳選出荷に取り組んだ期間が対象。</p> <p>※作業従事者1人につき90日が上限。</p> <p>4. 追加的措置による支援</p> <p>本交付金の10月の運用見直しにより、交付予定額が減額又は交付されなくなる生産者であって、かつ事業開始（4月30日）から10月30日までの間に、次期作に向けて新たに機械・施設の整備や、資材等の購入又は発注を行った生産者を対象に支援されます。</p> <p>① 機械・施設：機械・施設の取得費</p> <p>② ①以外の取組（資材等）：掛かり増し経費</p>
JAでの支援内容	各地域の農業再生協議会等と連携のうえ、申請支援等を行っています。 ※申請受付は終了しております。
関連先リンク	<p>■農林水産省HP</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/jikisaku.html</p>

4. 家賃支援給付金

概要	「家賃支援給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者（売上が前年同月比50%以上減少）に対して、事業の継続を下支えするため、特に、地代・家賃の負担軽減を目的に支給するものであり、農地も対象となります。
対象者	個人農家や農業法人等が対象となります。
給付金額	[上限額] 法人：600万円、個人：300万円 申請時の直近に支払った農地を含む土地や建物の支払賃料（月額※）の合計に基づき算出される給付額（月額）の6か月分が支給されます。 ※賃料が年払いの場合は、12で割った額（平均月額）。また、賃料の支払実績が必要。
J A での支援内容	申請方法の案内、申請サポート会場の案内等を行っています。 ※申請はW e b（特設ページ）にて行われます。 ※申請サポート会場は、広島商工会議所ビルディング 6F（広島市中区基町5-44）に設置されています。 ※令和3年1月15日（金）まで申請が可能です（特別な事情がある場合に限り、令和3年1月31日（日）まで延長）。
関連先リンク	■家賃支援給付金 特設ページ https://yachin-shien.go.jp/index.html